

令和6年度世羅町観光客誘致促進事業 募集要項

- 第1条 この要項は世羅町への観光誘客を図るため、募集型企画旅行商品を催行する旅行会社に対し、一般社団法人世羅町観光協会(以下、「当会」という)が定める予算の範囲において助成金を交付することに関し、必要事項を定めるものとする。
- 第2条 助成申請者は、旅行業法(昭和27年法律239条)第3条の規定の基づく旅行業登録を受けている旅行会社とする。
- 第3条 申請及び助成期間は、令和6年5月7日より催行された順に助成し事業予算に達した時点で終了とする。
- 第4条 以下の条件を全て満たす募集型企画旅行に対し、1申請につき30,000円を助成する。
※複数回設定など同企画の上限は、150,000円とする。
- (1) 最低催行人数は、1申請20名以上とする。
 - (2) 貸し切りバス、小型バス以上を利用すること。
 - (3) 世羅町内の有料施設1箇所以上に立ち寄ること。
※有料施設内での食事は、不可とする。
 - (4) 1箇所以上で食事をする。 ※弁当の利用可。但し、当会が指定する弁当に限る。
 - (5) 道の駅世羅への立ち寄り必須とする。ただし立ち寄り件数には、含まれない。
- 第5条 募集チラシに「世羅町観光協会 助成ツアー」を必ず明記すること。
- 第6条 助成交付を受ける場合
- (1) 出発日より1か月前までに申請書(別紙様式第1号)を提出しなければならない。
 - (2) ツアー終了後の翌日から起算して7日以内に実施報告書(別紙様式第2号)を提出しなければならない。但し、実施報告書(別紙様式第2号)提出日より起算して30日以内に立ち寄りを証明できる書類(領収書、クーポン、請求書の写しなど)を提出しなければならない。
無料施設については、旅行行程表の提出をもって証明すること。
 - (3) 助成金の交付決定については、本条3項の書類を受けた後その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付決定通知書(別紙様式第3号)を発行する。
 - (4) 申請者は助成金決定通知書発行日より一か月以内に、請求書(別紙様式第4号)を郵送で提出すること。
- 第7条 その他
- (1) 提出された書類に不正並びに著しい不備があった場合、助成の申請を取り消す。
 - (2) 第6条に定めた書類の提出が期限を大幅に遅延した場合、助成金を交付しない場合がある。
 - (3) 天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要項を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。
 - (4) 書類の提出は、請求書を除きメールで提出すること。請求書(別紙様式第4号)は、郵送にて提出すること。

お問合せ(書類送付先) TEL:0847-22-4400 メール kankou@seranan.jp

一般社団法人世羅町観光協会 〒729-3302 広島県世羅郡世羅町川尻 2402-1 担当:鈴木、松浦